

○緊急自動車を交通規制の適用対象から除外する告示の 施行について

〔昭和51年11月18日〕
甲通達（交企）第46号

緊急自動車についてはその用務の特殊性からして従来から交通規制の適用対象から除外されていたところであるが、これをより明確にするため、今般別添「緊急自動車を交通規制の適用対象から除外する告示」（昭和51年11月18日山梨県公安委員会告示第40号）が制定され12月1日から施行することとなったので、次の諸点に留意のうえこれが運用上遺憾のないようにされたい。

記

1 制定の趣旨

道路交通法（以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき公安委員会が実施する交通規制について、同条第2項により緊急自動車を交通規制の適用対象から除外することについては、高速自動車国道における交通規制は、昭和49年山梨県公安委員会告示第15号これ以外の一般道路における交通規制は昭和49年山梨県公安委員会告示第16号のそれぞれ告示制定文中においてこれを規定していたが、根拠規定を同じくしつつ共通して交通規制適用対象から除外するものを別々の告示で除外しているのは不合理であること。

又、公安委員会の実施する交通規制中には法により緊急自動車についてはこれを適用しないとするもの（法第41条緊急自動車の特例）もあるが、法第22条の最高速度の規定に違反する車両等を取り締まる場合における緊急自動車以外の緊急自動車（以下「速度取締り以外の緊急自動車」という。）には公安委員会の指定速度規制について適用除外の特例を法上、明文をもって規定していないことから法第4条第2項の規定に基づいて公安委員会においてこれを除外する、旨の各別の意思決定をし、これを公表する必要があるが現行の告示制定文中における表示ではこれの明確性を欠くきらいがあること。加えて、部内的な問題も含め、上記のごとく速度取締り以外の緊急自動車についても指定速度規制について適用除外の特例を認めることは、その用務の特殊性から極めて重要なことであり、この根拠規定を恒久的に明らかにしておく必要があることなど、諸般の要請から、本告示の制定におよんだものである。

2 運用上の留意点

この告示が施行されたことにより法第22条第1項の規定に基づく最高速度の指定も含め公安委員会の実施するすべての交通規制の適用対象から緊急自動車は除外されることとなるが、法第70

条の安全運転の義務まで免除されるものでなく、緊急自動車といえども、当然に交通の状況等に応じた安全な速度と方法で運転すべき義務を負うものである。

なお、法第5条の規定に基づき警察署長が行う交通規制についても、これを実施するについての本来の権限は公安委員会にあること。および同条の趣旨からして緊急自動車は適用除外の特例を受けるものと解してさしつかえない。

別 添

山梨県公安委員会告示第40号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条の規定に基づいて指定されている交通規制の対象車両から除外する車両を次のように定め、昭和51年12月1日から施行する。

昭和51年11月18日

山梨県公安委員会

委員長 河内敬次郎

道路交通法第4条第2項の規定により交通規制の対象車両から除外する車両。

緊急車自動車